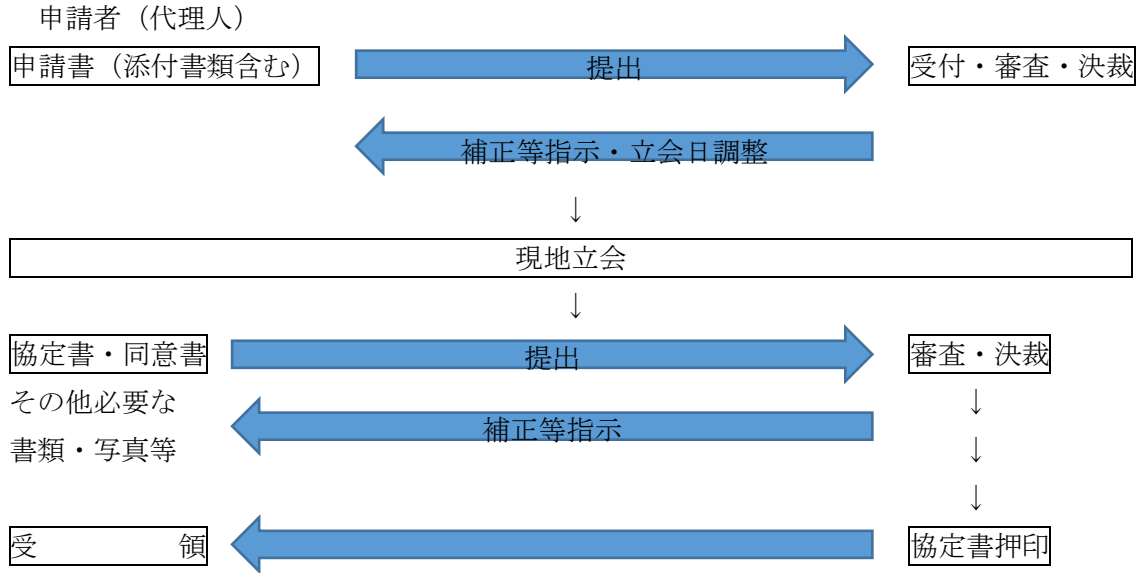


1. 官民境界協定事務のフロー



## 2. 官民有地境界協定申請について

### (1) 申請手続きについて

- ① 申請書は P11 に記載の書式に基づいて作成してください。
- ② 申請書は正副 2 部提出してください。
- ③ 申請書には実印で押印してください。
- ④ 申請書に記載している事項に変更がある場合は、速やかに変更書類を提出してください。
- ⑤ 申請人すべての印鑑証明書を添付してください。
- ⑥ 申請人の現在の氏名・住所と全部事項証明書記載の氏名・住所が異なる場合は、これを証する書面（住民票・戸籍等）を添付してください。
- ⑦ 申請書に添付する図書は下記の通りです。
  - I 印鑑登録証明書
  - II 委任状
  - III 位置図
  - IV 地図（公図、字限図）
  - V 土地調書
  - VI 全部事項証明書（申請地、隣接地、対側地）
  - VII 実測平面図・横断面図
  - VIII 求積表（座標リスト含む）
  - IX 現地写真（遠景・境界点近景）
  - X その他必要と認められる図書
  - XI 隣接地・対側地の同意書
  - XII 地元町内会長・水利組合長の同意書（必要に応じて）

## (2) 申請手続きについて

- ① 申請は、道路等公共施設に隣接する土地の全部事項証明書に記載の所有者が行ってください。
- ② 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者が申請してください。
- ③ 共有の場合は、共有者全員の連名で申請してください。
- ④ 全部事項証明書に記載の所有者が死亡している場合は、相続関係図及びこれを証する書面（戸籍謄本等）を添付し、相続人全員の連名により申請してください。原本写しを添付する場合は、申請時に原本を持参の上、原本還付を受けてください。
- ⑤ 遺産分割協議書（印鑑登録証明書及び相続を証明する書面添付）がある場合は、遺産分割協議書によって特定された相続人が申請してください。
- ⑥ 全部事項証明書に記載の所有者が未成年者等の場合は、その法定代理人が申請してください。この場合、法定代理人であることを証明する書面の添付してください。
- ⑦ 公共事業に伴い境界協定を必要とする場合は、土地所有者の委任を受けた事業施行主体の国、地方公共団体又はその他公共機関が申請することができます。その場合は、土地所有者の委任状の提出が必要です。

## (3) 代理人について

申請者は代理人を立てて境界協定の申請をすることができます。

## (4) 申請理由について

境界協定を行う理由には、境界確定後の目的（土地分筆登記、地積の確定・更正、相続登記、開発行為のため等）を記載してください。

## (5) 既に境界協定がされている箇所の境界協定申請について

境界協定の申請をしようとする箇所で、以前に部分的にでも境界協定がされている場合は、事前に相談してください。既協定があっても復元不可である場合は再協定を行う必要があります。また、既協定が再協定する箇所にすべて含まれている場合は、以前の協定を破棄する必要があります。

### 3. 申請書添付書類について

#### (1) 印鑑登録証明書について

- ① 申請人の印鑑登録証明書は、申請時から遡って3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。(不動産登記令第16条第3項に準ずる)
- ② 申請人が法人の場合は、資格証明書を添付してください。
- ③ 原本の写しを添付する場合は、申請時に原本を持参の上、原本還付を受けてください。

#### (2) 委任状について

- ① 委任状は、P12に記載の書式を参考に作成してください。
- ② 委任者は、委任状に委任日、住所、氏名を記載し、押印(実印)してください。

#### (3) 位置図について

当該申請箇所の位置及び周辺の状況が記されている地図を添付し、申請地を着色してください。

#### (4) 地図について

- ① 申請地、隣接地、対側地及び関係土地について、法務局備付の公図及び字限図等を添付してください。登記情報サービスによる写しも可とします。その際は、閲覧場所、閲覧日、閲覧者の資格及び氏名を記載し、資格者の押印をしてください。
- ② 公図は、申請時から遡って3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。(不動産登記令第16条第3項に準ずる)
- ③ 申請地を着色し、協定線を朱線にて記入してください。
- ④ 字界等により、申請地、隣接地、対側地及び関係土地について複数の地図に分かれている場合は、合成図を作成・添付してください。また、合成図には「合成図」と記載し、作成日及び作成者氏名を記載してください。

#### (5) 土地調書について

土地調書は、P13に記載の書式を参考に作成してください。申請地、隣接地、対側地(同意が必要な場合)、関係地の所在地、字名、地番、地目、公簿面積、所有者住所・氏名、分筆等の沿革(年月日含む)、地積測量図の有無を記載してください。

(6) 全部事項証明書について

申請時から遡って3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。(不動産登記令第16条第3項に準ずる) 写しを添付する場合は、原本を持参し、原本還付を受けてください。

また、登記情報サービスによる登記情報の写しを添付する場合は、閲覧日、閲覧者の資格及び氏名を記載し、資格者の押印をしてください(資格者による相違ないことの証明)。

(7) 図面について(実測平面図・横断面図)

① 実測平面図

I 実測平面図は、概ね1/250から1/500まで縮尺で作成し、申請地及び周辺の地形、構造物及び家屋等の地上物件を表示してください。

II 方位、縮尺、市町・字名、地番(隣接地番含む)等を記入してください。

III 申請者が主張する境界線を朱線で記載してください。また、各境界点の位置・杭種並びに点間距離を記載してください。点間距離はメートル単位で小数点第2位まで記載してください。

IV 引照点及び横断面位置を記載してください。

V 境界点及び引照点の座標値リストを記載してください。

② 横断面図

I 横断面図は概ね1/50から1/100までの縮尺で作成してください。

II 横断面図は境界点ごとに作成し、対側構造物等に対して垂直に作成してください。ただし、対側に明確な構造物等がない場合は、近くの目標物に対して作成してください。

III 道路名称・里道・水路及び地番を記載してください。

IV 断面の各距離はメートル単位で小数点以下2位まで記載してください。

V 横断面図に記載する境界線も朱線で記載してください。

③ 実測平面図・横断面図には、測量年月日、測量者の資格(職名)氏名を記載し、押印してください。代理人が法人の場合であっても、測量者資格・氏名は個人資格・氏名を記載してください。

④ 申請地の求積図を作成し添付してください。

(8) 写真について

① 申請地、隣接地、対側地、関係地(道路、水路等)等の状況が分かるような写真を添付してください。

② 写真を撮影した方向を記載した図面を添付してください。

③ 写真に申請者が境界として主張する線を朱線で記載してください。また境界点がかかる写真も添付してください。

#### (9) その他必要と認められる図書について

申請地、隣接地、対側地、関係地（道路、水路等）等について、地積測量図等の参考となる資料があれば添付してください。また、法務局備付の測量図等の参考資料については、写しの添付を可とします。その際は、閲覧場所、閲覧日、閲覧者の資格及び氏名を記載し、資格者の押印をしてください（資格者による相違ないことの証明）。

また、境界確定に必要な資料があれば適宜添付してください。

#### 4. 現地立会について

- ① 申請書及び添付書類に不備・不足がある場合は、立会までに提出してください。
- ② 立会時には、点間距離及び横断面距離を測るため、巻尺等を申請者側にて準備してください。
- ③ 申請者が主張する境界線・境界点が見通せるように、雑草・雑木等伐採してください。
- ④ 申請から立会までに状況の変更がある場合は、立会までに必ず連絡いただき、変更図面及び添付書類を提出してください。
- ⑤ 申請書を提出いただいてから立ち会いまでに、書類審査や関係部署の合議を行うため概ね2週間要します。立会日の確認は市から代理人にご連絡します。
- ⑥ 現地立会により主張ポイントを市と確認した後に、隣接土地所有者等の関係者との立会により主張ポイントに変更が生じた場合は、早急に連絡、変更図面及び添付書類を提出してください。その場合、再度立会を必要とする場合があります。

#### 5. 同意書について

##### (1) 関係者の同意書について

- ① 関係者立会により作成された同意書については、市との立会後に提出してください。
- ② 同意書はP14に記載の書式を参考に作成していただき、協定書と同様の内容の図面（実測平面図・横断面図記載）と割印してください。また、P14に記載の書式内容を図面に記載したものを、同意書として提出いただいても構いません。
- ③ 同意書には、同意者の住所・氏名及び日付を記載し、押印してください。
- ④ 同意者の住所・氏名が、全部事項証明書記載の住所・氏名と異なる場合は、これを証する書面（住民票・戸籍謄本等）を添付してください。

## (2) 隣接土地所有者の同意について

- ① 隣接土地所有者の同意は、官民境界協定における隣接土地すべて提出してください。ただし、以前に隣接土地で協定が結ばれており、本協定における境界点が同一であることが明確な場合は、その隣接土地所有者の同意は省略することができます。  
省略する際は、省略する旨の理由書（書式は任意）を提出してください。
- ② 隣接土地所有者が共有の場合、共有者全員又は共有代表者の同意書を提出してください。ただし、共有代表者の同意書の場合は、上申書（理由書）を添付してください。
- ③ 隣接土地所有者が死亡している場合は、相続人全員及び相続人代表者の同意書を提出してください。提出の際には、相続関係図及びこれを証する書面（戸籍謄本等）を添付してください。また、相続人代表者の同意書の場合は、上申書（理由書）を添付してください。

## (3) 対側土地所有者の同意について

- ① 対側土地所有者の同意は、全ての対側地の同意書を提出が必要ですが、下記のいずれかの理由に該当する場合は、同意を省略することができます。
  - I 対側地において過去に境界協定がされており、対側地との境界が明確な場合。
  - II 申請地と対側地の隣接公共施設（道路・水路等）の構造物が明確な場合。
  - III 前面道路が市道認定されている場合。ただし、建築基準法第 42 条第 2 項（2 項道路）に該当する道路や、里道などの狭あい道路の場合は同意を必要な場合があります。
  - IV 対側地において、法務局備付の地積測量図があり、数値化された資料がある場合。ただし、辺長のみの場合は不可。
  - V 上記のほか、状況により市が省略できると判断した場合。
- ② 対側同意については、所有者（共有の場合は全員）のほか、共有代表者、相続人代表者等の同意が必要です。ただし、所有者（共有の場合は全員）以外の同意については、上申書（理由書）を添付してください。

## (4) 町内会長等の同意について

- ① 隣接公共施設が、高砂市道、里道及び水路の場合、原則地元町内会長や地元水利組合長の同意書が必要です。
- ② 隣接公共施設が、道路幅員 4 メートル以上の認定道路または構造物などで道路境界が明瞭な道路・里道である場合は自治会による同意を省略できるものとします。
- ③ 町内会長等の申出により同意を省略する場合は、その旨の上申書（理由書）を添付してください。

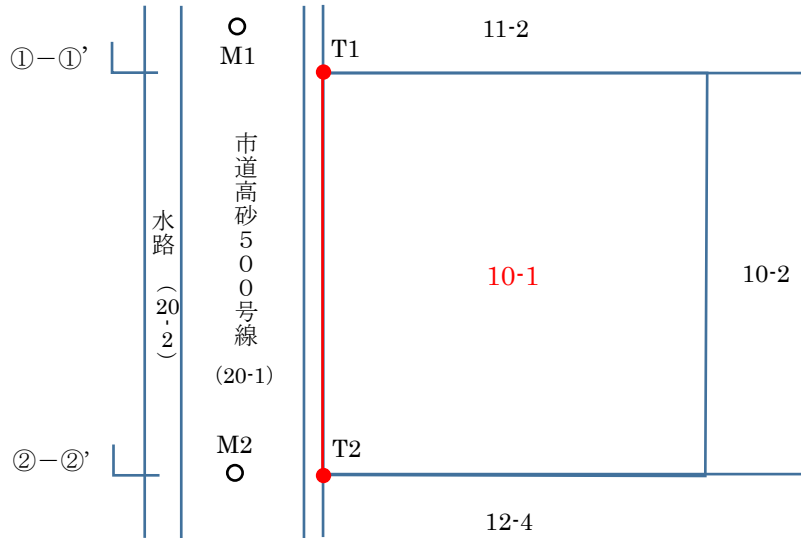
(5) 協定書について

- ① 協定書の用紙サイズは、A3以下とします。申請地の規模などにより、A3用紙に収まらない場合は、事前にご相談ください。ただし、横断面図や座標一覧表などが収まらない場合は複数枚でも可とします。その場合は協定申請者の割印が必要となります。
- ② 協定書には以下に掲げるものを必ず記載してください。
  - I 実測平面図
  - II 横断面図
  - III 座標一覧表（官民境界協定にかかるポイント）
  - IV 引照点表
- ③ 協定書には申請者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。
- ④ 協定文等詳細についてはP9【参考】官民有地境界協定図記載例を参考にしてください。

【参考】官民有地境界協定図記載例

高砂市荒井町千鳥1丁目500-1

実測平面図 S = 1 / 250



官民有地境界協定書

高砂市荒井町千鳥1丁目500-1地先に当たる市道高砂500号線と

『所有者名』所有地との境界については、本図朱線のとおり協定する

平成 年 月 日

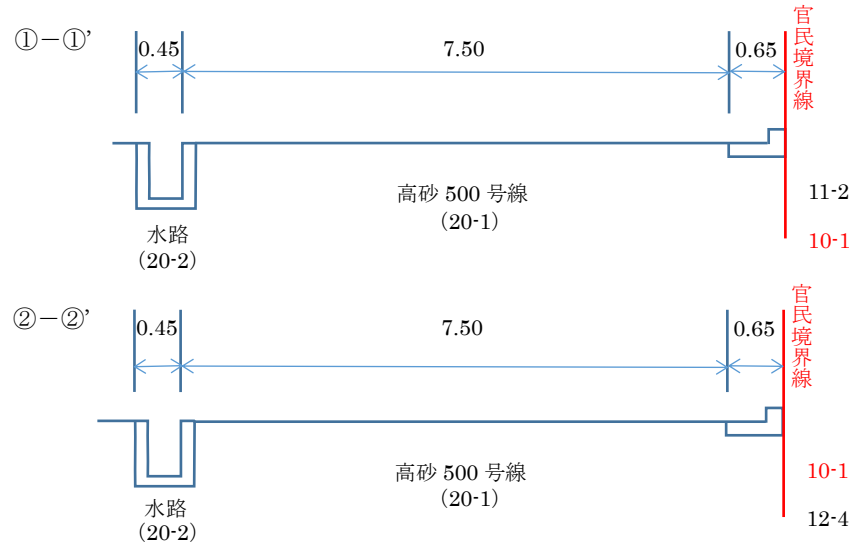
高砂市荒井町千鳥1丁目500-1所有者

住所 所有者住所記載

氏名 所有者氏名記載



横断面図 S = 1 / 250



境界点	点名	X座標	Y座標	備考
	T1			金属鋳
	T2			金属標

引照点	点名	X座標	Y座標	備考
	M1			マンホール中心
	M2			マンホール中心

引照点 点間 距離	点名	M1	M2
	T1		
	T2		

測量年月日	平成	年	月	日
作成年月日	平成	年	月	日
作成者				

## 地図訂正同意について

### (1) 申請手続きについて

- ① 申請書は別紙様式にて作成してください。
- ② 申請書は、正副2部提出してください。
- ③ 申請書には実印で押印してください。
- ③ 申請書に記載している事項に変更がある場合は、速やかに変更書類を提出してください。
- ④ 申請人すべての印鑑証明書を添付してください。
- ⑤ 申請人の現在の氏名・住所と全部事項証明書記載の氏名・住所が異なる場合は、これを証する書面（住民票・戸籍等）を添付してください。
- ⑥ 申請書に添付する図書は下記の通りです。
  - I 印鑑登録証明書
  - II 委任状
  - III 位置図
  - IV 地図（公図、字限図）
  - V 土地調書
  - VI 全部事項証明書（申請地、隣接地、対側地）
  - VII 地積測量図
  - VIII 訂正前後図
  - IX 現地写真（遠景・境界点近景）
  - X その他必要と認められる図書
  - XI 隣接地・対側地の訂正同意書
  - XII 地元町内会長・水利組合長等関係者の訂正同意書
- ⑦ 訂正前後図については、添付書類とは別に同意書用に2部提出してください。